

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第8回総会

令和5年8月18日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年8月18日 午後3時25分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴	伊達崎地区 亀岡 範彦
上郡地区 大槻 英紀	北半田地区 丹治 静江

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員4名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八巻 靖之
係長	吉田 安孝

主任主査 後 藤 尚 子
主任主査 小野地 俊 介
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和5年第8回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

4番 佐藤 親 委員

5番 大泉 忠志 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第4号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

倉庫を建設するための転用です。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

次に、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第21号、農地法第3条許可申請 整理番号2を朗読後、説明】

申請地は、譲渡人がこれまで所有していた農地ですが、以前より代表社員である譲受人が草刈りなどの実質的な維持管理作業を行っていました。今回、譲渡人が会社清算を行うため、譲受人に無償譲渡により所有権移転を行うための申請です。

申請地は、現状としては譲受人の維持管理が行われるのみで耕作が行われておりませんが、今回の所有権移転により、作物を栽培するということですので、適切な農地利用が図られると考えます。

本申請については、3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、北半田地区担当である 丹治 静江 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

丹治委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲渡人が管理している農地ですが、現在、耕作されていません。

今回、会社の清算に伴い、農地を実質的な管理者である代表社員の譲受人に無償譲渡するということですが、この所有権移転により、今後の耕作が期待されます。

以上のことから、この譲渡により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号3を朗読後、説明】

譲受人は、公共工事等の際に発生する土砂の運搬・処理業務や、砂利の生成販売事業を営んでおります。公共工事発生土及び砂生成プラントで発生する残土の処理用地が必要になることから、今回の申請となりました。

当該農地は、周囲の譲渡人所有の農地よりも2メートルほど低く、作業効率で不利な地形となっています。譲渡人は、農作業の効率化のため、残土による農地のかさ上げを希望しています。

なお、当該農地は農地農用地ではありますが、目的が残土処理及び農地のかさ上げということですので、最長3年間の一時転用が可能となります。

工事に当たっては、土砂の流出等を防止するため、道路から1メートルほど話して盛土し、法面は緩やかな勾配で施工するとともに、仕上げの際には良質土を使用し、農地として使用できる状態に整地することです。

以上のことから、今回、残土処理及び農作業の効率を改善するために一時転用することはやむを得ないと考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、桑折地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号3について、現地を確認してきました。
現地は、桑折地区内の農用地内にあり、西側及び北側は農地に、東側と南側は
道路に面しています。周辺の農地より一段低い状況となっています。

今回は、公共事業や砂生成プラントで発生する残土による盛土整地を行うとい
う申請ですが、農地を効率的に利用するための盛土ということですので、隣接す
る道路へ土砂の流出を防ぐような対策を取り、適切に工事を施工すれば、周辺へ
の影響はないと思います。

以上のことから、農地の効率的な利用のため、一時転用をすることはやむを得
ないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願
います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま
す。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明
を求めます。

事務局 **【議案第23号、基盤強化促進法 整理番号4、5（所有権）を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号4及び5については、譲受人が所有する農地に隣接した農地の所有権移転です。

今回は、譲渡人の高齢化による経営規模縮小及び譲受人の経営規模拡大を理由とした所有権移転となります。農地取得後は、周辺の農地同様、桃の栽培をするということなので、農地取得による周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用され则认为します

会 長

ただいまの説明に関連して、上郡地区担当である 大槻 英紀 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

大槻委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接している農地です。この農地は、トラックが出入りできるような道路に面してはいません。

今回、譲受人が農地を取得することで周囲の農地と合わせて効率的に管理耕作することが可能となります。

以上のことから、この売買により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

会 長

続いて、伊達崎地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接している農地です。

今回、譲受人が農地を取得することで周囲の農地と合わせて効率的に管理耕作することが可能となります。

なお、譲受人の耕作している周辺農地は適切に管理されております。

以上のことから、この売買により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、8月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和5年第8回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時40分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月18日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人